

令和2年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年6月1日（月）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。

報告第1号 三種町選挙管理委員会委員の辞職及び委員の補欠について

議案第1号 選挙人名簿に登録することについて

議案第2号 選挙人名簿から抹消することについて

報告第2号 登録の移替えをした者について

報告第3号 選挙権を有する者の50分の1の数について

報告第4号 選挙権を有する者の3分の1の数について

午前8時55分

石井書記 それでは定刻前ですけれども、委員の皆さんお揃いでありますので始めさせていただきたいと思いますが、開会の前に、本日、川田委員の辞職に伴いまして、新たにご就任いただきました大沢委員からご出席いただいておりますので、初めに委員の皆さんと事務局の紹介を行いまして、その後大沢さんから自己紹介を兼ねて一言いただきたいと思います。

まず、委員の皆さんと事務局を紹介したいと思います。

初めに、嶋田委員長です。

嶋田委員長 よろしくお願ひします。

石井書記 次に、田村委員です。

田村委員 よろしくお願ひします。

石井書記 同じく、加賀谷委員です。

加賀谷委員 よろしくお願ひします。

石井書記 続きまして、事務局を紹介します。

事務局は役場総務課の職員が書記となっております。

石井書記 初めに総務課行政係の見上主席主査です。

見上書記 よろしくお願ひします。

石井書記 同じく総務課行政係の畠山主査です。

畠山書記 よろしく申し上げます。

石井書記 同じく私、石井と申します。よろしく申し上げます。書記長は、総務課長の石井がなっておりますが、本日、町議会 3 月定例議会の開催日となっております、欠席するのでご了承いただきますようお願いいたします。

 続きまして、大沢委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

大沢委員 おはようございます。名前は大沢耕といいます。(省略) 頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

石井書記 ありがとうございます。

 それでは委員長の方からご挨拶を頂きまして、その後の進行の方もよろしく申し上げます。

嶋田委員長 おはようございます。連日、コロナウィルスの関係で賑わっております。まさかとは思いましたが、全国的に小中高の休校要請が総理から出まして、それを受けて対応せざるを得ない状況となっております。秋田県内ではまだ大丈夫のようですが、目に見えないウィルスということで、油断は出来ない状況でありますので、我々も含めて健康には十分注意して管理していかなければならないと思います。

 それから、今日議題にもありますけれども、川田委員の辞職に伴いまして、今回から大沢さんに来ていただいておりますので、今後ともよろしく申し上げます。年に何回もあるわけではないですが、案件としては重要な案件とまりますので、よろしく申し上げます。

嶋田委員長 それでは、早速、令和 2 年第 1 回目の選挙管理委員会を始めたいと思いますけれども、本日の会議録の署名委員ということで、田村委員と加賀谷委員をお願い致します。

 それでは、案件の報告第 1 号「三種町選挙管理委員会委員の辞職及び委員の補欠について」。内容について、事務局より説明をお願いいたします。

畠山書記 はい。それでは報告第 1 号「三種町選挙管理委員会委員の辞職及び委員の補欠について」。

 三種町選挙管理委員会委員である川田耕司氏より、令和 2 年 1 月 3 0 日付けで申出があった辞職願について、地方自治法第 1 8

5 条第 2 項の規定により、令和 2 年 2 月 2 9 日をもって辞職する

ことを承認した。

また、地方自治法第182条第3項の規定により、令和2年3月1日付けで大沢耕氏を三種町選挙管理委員会委員に補欠した。

説明致します。

前委員の川田耕司さんから一身上の都合による辞任の届けがございましたので、法令の規定に基づきまして、委員の補欠を行ったことの報告であります。

経過について、日を追って申し上げますと、1月30日付けで川田委員より辞任の届けが書面で提出され、これを受理致しまして、2月29日をもって辞職することで嶋田委員長より退職の承認がなされております。これにより、委員に欠員が生じたことから、補充員の中から補充順位に従って、3月1日付けで大沢耕さんを補欠しております。また、同日付けで議会議長あての通知をしておりまして、あわせて選挙管理委員会委員に異動があった旨の告示を行っております。

大沢委員の任期につきましては、法令の規定により前任者の残任期間、令和2年3月1日から令和4年6月14日までとなります。以上で説明を終わります。

嶋田委員長

はい。川田委員が一身上の都合で辞職したということで、大沢委員にはその残任期間ですけれども、頑張っていたかと思うので、どうかよろしくお願いします。報告第1号については皆さんよろしいでしょうか。

(田村委員、加賀谷委員から「はい」。の声有り)

そうすれば、案件の議案第1号「選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。それでは議案第1号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和2年3月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、令和2年3月1日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成13年12月3日から平成14年3月2日までの方が対象となります。人数は、男16人、女21人、計37人となります。

次に、「2」の転入登録については、令和2年12月1日以前よ

り引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、令和元年9月2日から令和元年12月1日までに転入した方で、人数は、男12人、女20人、計32人。

よって、本日の登録者総数は、男28人、女41人、合計69人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁～2頁に、転入登録につきましては、3頁に記載しております。

議案第1号の説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。大沢さん初めてなので、名簿については会議終了後回収することになっておりますのでご承知ください。

大沢委員 わかりました。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長 皆さん、何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 無いようでございますが、議案第1号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第1号を原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長 次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」。
公職選挙法第28条の規定により、令和2年3月1日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和元年11月30日から令和2年2月29日までの方が対象で、男37人、女55人、計92人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、今回は、令和元年1月31日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、令和元年8月1日から令和元年1月

31日までとなります。人数は、男37人、女32人、計69人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男74人、女87人、合計161人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の4頁～6頁、転出抹消は7頁～8頁に記載しております。死亡抹消名簿でNo. 20の方ですが、確認したところ12月5日に届出されておりますので今回の抹消となります。また、転出抹消者名簿のNo. 16の方ですが、こちらも確認したところ、今年の12月26日に転出届が出されていることから、今回の抹消となります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長 何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

加賀谷委員 よろしいでしょうか。転入登録者のNo. 32の方と、転出抹消者のNo. 69の方が同じ方になってますけれども、説明してください。

畠山書記 確認してきますのでちょっとお待ちください。

畠山書記 すみませんお待たせして。住基の方で確認もしましたが、この方再転入者でありまして、9月21日転出ということで、1月22日に抹消された方なのですが、11月1日に転入されてきているということで今回の登録になります。ちなみにもう一人再転入の方おられるのですが、この方の場合はこの後6月定時で登録予定となっています。

嶋田委員長 それでは、他にないようであれば、議案第2号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第2号を原案どおり決定致します。

続きまして、報告第2号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第２号「登録の移替えをした者について」。

 令和２年３月１日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

 令和２年１２月１日から令和２年２月２９日までの町内転居により投票区の移替えをした者は男１６人、女２８人、合計４４人となります。

 別冊名簿の９頁～１２頁に対象者を掲載しております。Ｎｏ．４、Ｎｏ．２８の方ですが、転居の後で亡くなられたことを確認しております。

 説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

 （各委員、暫時資料を確認）

田村委員 いいですか。名簿のＮｏ．３１の方、新住所と旧住所が逆になっているのでは。

畠山書記 確認させてください。

 （住基にて確認）

畠山書記 すみません確認してきました。この方Ｎｏ．３１とＮｏ．３８に名前がありますが、移替え期間内で、ご自宅から移られたあと、またご自宅へ転居されたことを確認しております。

田村委員 わかりました。

嶋田委員長 他に何かありませんか。

 （「ありません。」の声有り。）

嶋田委員長 なければ、報告第２号を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

 （「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 続きまして、報告第３号と報告第４号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

 報告第３号「選挙権を有する者の５０分の１の数について」、報告第４号「選挙権を有する者の３分の１の数について」、説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。報告第３号「選挙権を有する者の５０分の１の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は293である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については5頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回6月定時登録の抹消者数が161人、登録者数が69人、差引きしました今回の名簿登録者数が男6,776人、女7,844人、合計で14,620人となり、3月定時登録から人の減となっております。この14,620人の50分の1の数が293となります。

続きまして、報告第7号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,874である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので4,874となります。

以上で、報告第6号と第7号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。報告第6号、7号については計算上で出てくるものでありますので、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第6号、第7号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長 本日の議案審議は以上です。

次に、その他として事務局からお願いします。

畠山書記 はい。それでは8頁の方で、今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前9時53分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____